

令和4年度

安全会制度

(一社) 沖縄県PTA連合会
安全委員会

1. 安全会の目的

PTA活動中に、予測できず、未然に防ぐことのできない災害に対して、PTA会員が相互共済し、安心して活動できる体制を作っていく制度です。

2. 共済掛金について

- ◆ PTA会員一世帯当たり
年間 150円
- ◆ 準会員一世帯当たり
年間 150円
- ◆ 教職員一人当たり
年間 150円

3. 対象となる期間

当年4月1日 ~ 翌年3月31日

- ・ 共済契約申込締切：3月31日
- ・ 共済掛金納入締切：6月30日

※ 上記の内容が厳守できない場合は、4月1日からの適用はできません。

4. 対象となる方

◆ 園児・児童・生徒・保護者・教師
・親族（祖父母、叔父、叔母等）

◆ 準会員

（単位PTA会長が依頼、又は認め
た、地域のボランティア等で共済掛
金を納入し、且つ安全委員会で認
めた者）

5. 共済金の給付

	共 済 金 額	
死亡共済金	400万円	
入院共済金	入院1日につき（180日限度）	5,000円
通院共済金	通院1日につき（90日限度）	3,000円
固定具装着	固定具を装着した日数1日につき 軟性装具（取外し式） ※固定具使用期間が入院・通院と重なる日数を除く	1,000円 500円
後遺障害	400万円（限度額）	
眼鏡の破損	・ 新規購入代の半額（上限20,000円） ・ 修理代全額（上限20,000円）	
※入院＋通院＋固定具装備の実日数合計180日限度とする。		

6. 対象となる活動内容

- ① 単位PTA主催
- ② 学校行事及び学校支援
- ③ 地区・市町村P連主催
- ④ 県P連関連（九P・日P）

7. 対象外となる事案

△PTA関係行事とは認められないもの

△地震・風水害などの災害

△被災者の故意または重大な過失による事故
(自殺行為・酔っ払い・けんか・薬物使用などによる
場合)

△独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害
給付対象となる事故

△航空機・船舶・鉄道・バス等の公共運送機関に搭
乗中の事故災害

△警察による事故処理が必要な案件

△国外における災害

8. 賠償保険について

PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人の身体に損害を与え、または他人の財産を損壊したことにより、**管理者として法律上の損害賠償責任を負うことによる損害に対して補償します。**

【対人賠償】	【対物賠償】
1名につき 上限5千万円 1事故につき 上限2億円	1事故につき 上限5百万円 ※食中毒は該当しない

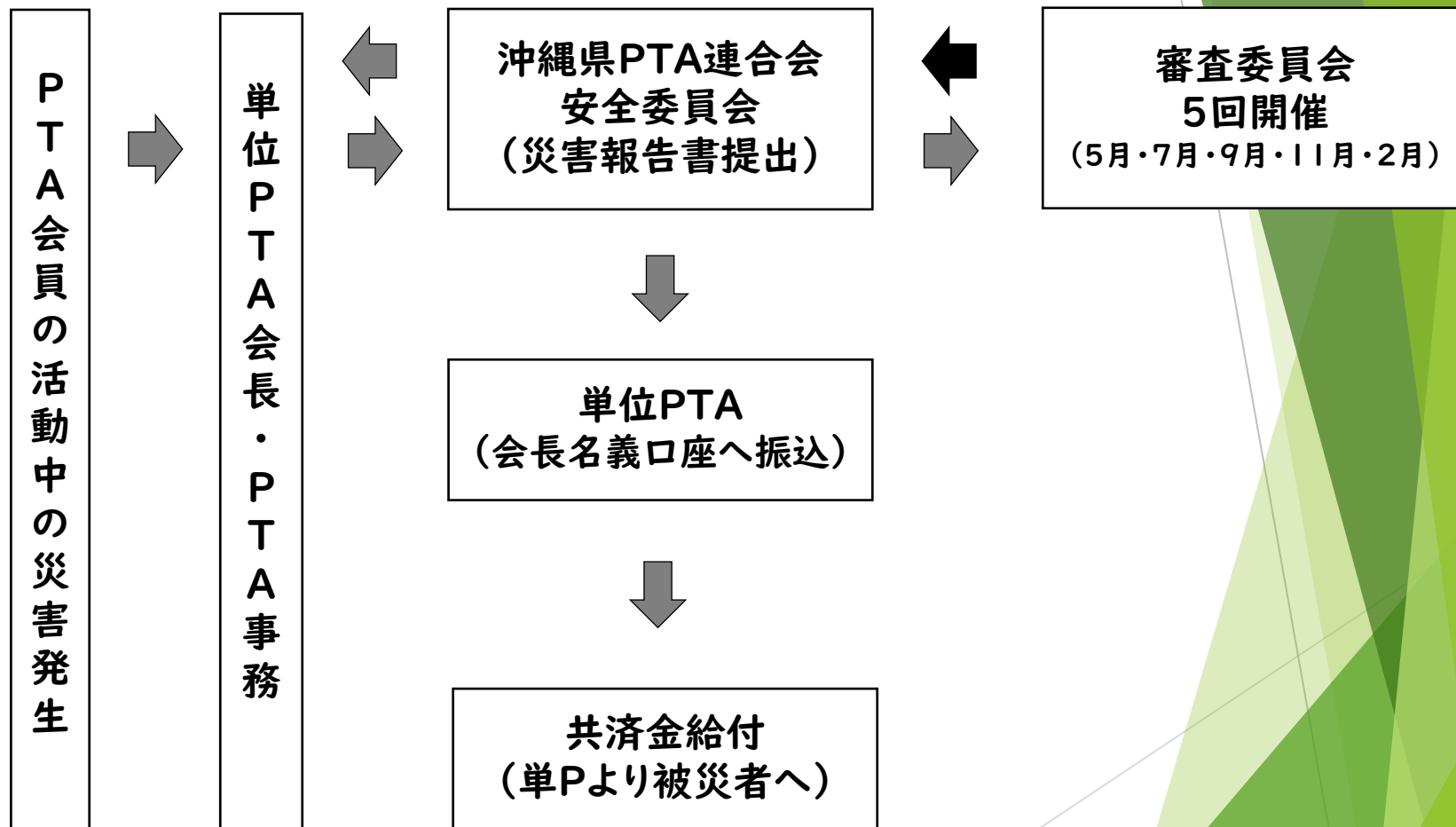
9. 事故が発生した場合

- ◆ 事故が発生した場合は、直ちに所属単位PTA事務局へ連絡し、諸手続きを行って下さい。
- ◆ 必要事項を記入の上、所属単位PTAより事故発生から30日以内に安全委員会事務局へ報告して下さい。

10. 共済金請求書類

提出書類 \ 共済金種類	死亡	後遺障害	入院	通院
1. 共済金請求書	○	○	○	○
2. 傷害状況報告書	○	○	○	○
3. 医師の診断書		○	○	○
4. 死亡診断書又は死体検案書	○			

1. 災害発生から共済金給付まで



令和3年度

◆ 月別発生件数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
件数	0	0	0	1	0	0	6	3	1	0	1	0	12

◆ 区分別発生件数

区分	保護者	教職員	中学生	小学生	幼稚園	準会員	合計
件数	3	5	0	3	0	1	12